

労務トラブル対応セミナー

～採用・労働契約終了時の対応について判例を基に分かりやすく解説～

(一社)三田労働基準協会

労働者を募集し採用する際、解雇や退職により労働契約を終了する際などには、労働契約法、労働基準法などの法律により様々なルールが定められており、これらのルールに沿った対応を行わなかったことにより大きなトラブルに発展することが少なくありません。

そこで、使用者側で労働法務を取り扱っている弁護士が、労働者を雇入れる際や労働契約を終了する際の実務について、基本的なことから掘り下げた内容まで、最新の裁判例などをもとに分かりやすく解説いたします。

- 1 日時 2026年8月20日(木) 14:00～16:00 (開場・受付は13:30～)
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター (裏面案内図参照)
- 3 講師 弁護士 中山達夫氏 (中山・男澤法律事務所)
- 4 内容

(1)採用トラブル

①内定・内々定・内定辞退、②試用期間、③スポットワーク・スキマバイト、④リファラル採用

(2)解雇・退職・雇止め・懲戒処分に関するトラブル

①解雇の留意点、②退職勧奨の留意点、③雇止めの留意点、④懲戒処分の留意点

(3)メンタル不調に関するトラブル

①受診命令、②私傷病休職

- 5 受講料 (資料代・税込) 協会会員5,500円 それ以外の方7,700円

- 6 定員 34名

- 7 申込方法等

(1) 次のメールアドレスに、roumu@mita-roukikyo.or.jp

①講習会名

②開催年月日

③貴事業場の名称及び所在地

④協会会員又は非会員の表記

⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス

⑥電話番号

⑦受講者の氏名、フリガナ を記載例のように記入してください。

記載例 ①労務トラブル対応セミナー

②2026年8月20日

③(株)〇〇 港区芝〇—〇—〇

〃

8月13日（木）までにメールを送信してください。受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。受講料は、8月13日（木）までに下記口座にお振込みください（振込手数料はご負担願います）。

• 銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店	• 口座番号：普通預金 0397963
• 口座名義：一般社団法人三田労働基準協会	• 名義人住所：港区芝4-4-5
◆振込人名の前に講習会月日をお付けください	
◆法人の種類（カブシキガイシャ等）は、記入せずに会社名を記入してください （例0820ミタロウドウ・・・等 イツパンシャダンハウジンは不要です）	

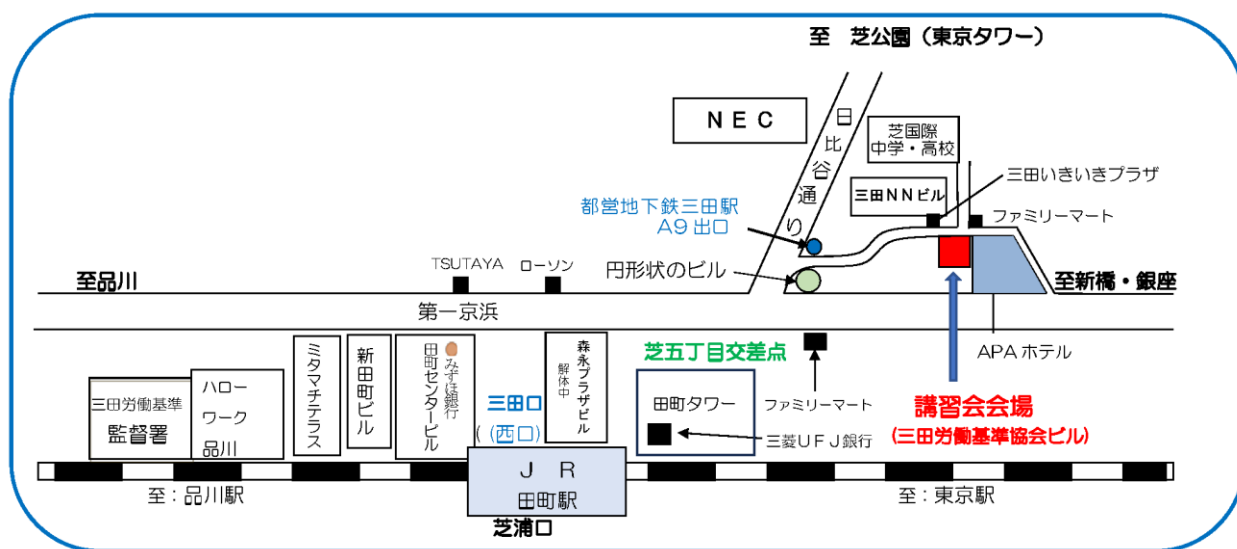
(2) 8月13日（木）までの受講取消は受講料全額を返還いたします。（振込手数料はご負担ください）。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

受講者は、返信メールの写しをご持参のうえ受付にご提示ください。

8 問い合わせ先 一般社団法人三田労働基準協会 港区芝4-4-5
 電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692
 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

*個人情報は本講習以外の目的に利用することはありません。
 *この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋の各労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

会場案内図



一般社団法人 三田労働基準協会ビル 1階研修センター
 港区芝4-4-5 TEL 03-3451-0901

最寄駅 地下鉄三田駅 A9出口 徒歩1分
 JR 田町駅 三田(西)口 徒歩8分